【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（第三十九条　削除）

（改正前）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（改正前）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融監督庁長官は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融監督庁長官は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（改正前）

（証券会社に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、申請者及び証券会社の本店の所在地（第七号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第二十八条の二第一項の規定により提出される登録申請書の受理

二　法第二十八条の三第一項の規定による証券会社登録簿への登録

三　法第二十八条の三第二項の規定による証券会社登録簿の公衆への縦覧

四　法第二十八条の四の規定による登録の拒否

五　法第二十九条第二項の規定による登録の付記

六　法第三十条第二項の規定による証券会社登録簿への登録

七　法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定により提出される申請書の受理

八　法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消

九　法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録を拒否しようとするときにするものに限る。）

十　法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録をし又はしないこととしたときにするものに限る。）

十一　法第百八十七条の規定による処分のうち第九号に掲げる審問に係るもの

２　長官権限のうち次に掲げるもの（金融監督庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店（第五号に掲げる権限のうち法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認並びに第七号に掲げる権限のうち法第六十一条第二項り規定による命令にあつては、外国証券会社の主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）を含む。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第二十九条第一項、第三十条第四項及び第五十三条第一項の規定による認可

二　法第二十九条の二第一項の規定による認可の条件の付与

四　法第三十条第一項及び第三項、第三十二条第四項、第三十四条第三項及び第六項、第五十二条第一項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理

五　法第三十四条第四項、第四十五条ただし書、第五十一条第二項ただし書並びに第六十一条第三項及び第四項の規定による承認

六　法第四十九条第一項及び第二項の規定により提出される書類の受理

七　法第四十九条第三項、第六十条及び第六十一条第二項の規定による命令

八　法第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二並びに第五十六条の三の規定による処分

九　法第五十六条の四の規定による公告

十　法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第一号の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）

十一　法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録を拒否しようとするときにするものを除く。）

十二　法第六十二条第二項の規定による聴聞

十三　法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録をし又はしないこととしたときにするものを除く。）

十四　法第六十四条の十第一項の規定による依頼の受理及び同条第二項の規定による意見

十五　法第百八十七条の規定による処分のうち第十一号に摘げる審問及び第十二号に掲げる聴聞に係るもの

十六　その他総理府令・大蔵省令で定める権限

３　前項第十号に掲げる長官権限で証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。次条第二項において同じ。）とする法第五十五条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

５　金融監督庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

６　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（証券会社の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券会社の営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条第三項の規定により提出される登録申請書の受理

二　法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

（金融機関に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十条**　長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、信託会社又は金融機関（法第六十五条の二第一項に規定する金融機関をいう。　）の本店又は主たる事務所（以下この条において「本店等」という。）の所在地（第十号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項の規定により提出される登録申請書の受理

二　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第一項の規定による金融機関登録簿への登録

三　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第二項の規定による金融機関登録簿の公衆への縦覧

四　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四の規定による登録の拒否

五・法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

七　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条第二項の規定による登録の付記

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第二項の規定による金融機関登録簿への登録

九　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消

十　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定により提出される申請書の受理

十一　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問に係るもの

２　長官権限のうち次に掲げるもの（金融監督庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十六号に掲げる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十五条の二第三項の規定による認可

二　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項の規定による認可の条件の付与

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第一項の規定により提出される認可申請書の受理

四　法第六十五条の二第四項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

五　法第六十五条の三第四項及び第五項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

六　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第一項及び第三項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理

七　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第四項の規定による認可

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第一項及び第二項の規定により提出される書類の受理

九　法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第三項及び第六十一条第二項の規定による命令

十　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条第一項及び第五十六条の三の規定による処分

十一　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条の四の規定による公告

十二　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認

十三　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

十四　法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第二項ただし書の規定による承認

十五　法第六十五条の二第九項の規定による認可の条件の付与

十六　法第六十五条の二第十項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第二号の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十七　法第百八十七条の規定による処分のうち第四号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るもの

十八　その他総理府令・大蔵省令で定める権限

３　前項第十六号に掲げる長官権限で登録金融機関　の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により登録金融機関の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

５　金融監督庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

６　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（登録金融機関の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する登録金融機関の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項の規定により提出される登録申請書の受理

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の三第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

（証券業協会に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

三　法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞、法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

２　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券業協会の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（証券取引所に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十二条**　長官権限のうち法第百五十四条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券取引所の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（証券金融会社に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十三条**　長官権限のうち法第百五十六条の十三第一項の規定による権限は、証券金融会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券金融会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券金融会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（旧第三十九条）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（証券会社に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、申請者及び証券会社の本店の所在地（第七号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第二十八条の二第一項の規定により提出される登録申請書の受理

二　法第二十八条の三第一項の規定による証券会社登録簿への登録

三　法第二十八条の三第二項の規定による証券会社登録簿の公衆への縦覧

四　法第二十八条の四の規定による登録の拒否

五　法第二十九条第二項の規定による登録の付記

六　法第三十条第二項の規定による証券会社登録簿への登録

七　法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定により提出される申請書の受理

八　法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消

九　法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録を拒否しようとするときにするものに限る。）

十　法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録をし又はしないこととしたときにするものに限る。）

十一　法第百八十七条の規定による処分のうち第九号に掲げる審問に係るもの

２　長官権限のうち次に掲げるもの（金融監督庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店（第五号に掲げる権限のうち法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認並びに第七号に掲げる権限のうち法第六十一条第二項り規定による命令にあつては、外国証券会社の主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）を含む。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第二十九条第一項、第三十条第四項及び第五十三条第一項の規定による認可

二　法第二十九条の二第一項の規定による認可の条件の付与

四　法第三十条第一項及び第三項、第三十二条第四項、第三十四条第三項及び第六項、第五十二条第一項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理

五　法第三十四条第四項、第四十五条ただし書、第五十一条第二項ただし書並びに第六十一条第三項及び第四項の規定による承認

六　法第四十九条第一項及び第二項の規定により提出される書類の受理

七　法第四十九条第三項、第六十条及び第六十一条第二項の規定による命令

八　法第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二並びに第五十六条の三の規定による処分

九　法第五十六条の四の規定による公告

十　法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第一号の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）

十一　法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録を拒否しようとするときにするものを除く。）

十二　法第六十二条第二項の規定による聴聞

十三　法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録をし又はしないこととしたときにするものを除く。）

十四　法第六十四条の十第一項の規定による依頼の受理及び同条第二項の規定による意見

十五　法第百八十七条の規定による処分のうち第十一号に摘げる審問及び第十二号に掲げる聴聞に係るもの

十六　その他総理府令・大蔵省令で定める権限

３　前項第十号に掲げる長官権限で証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。次条第二項において同じ。）とする法第五十五条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（４　削除）

５　金融監督庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

６　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（証券会社の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券会社の営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条第三項の規定により提出される登録申請書の受理

二　法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

（７　削除）

（改正前）

（証券会社に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、証券会社の本店（第十一号に掲げる権限にあつては、第七条第五項第三号に規定する外国証券会社の支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項の免許を受けた支店をいう。）を含む。）の所在地（第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条及び第五十六条第一項の規定による認可

二　法第三十五条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三　法第三十五条第二項の規定による取締役又は監査役の解任の命令

四　法第三十六条第二項（法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条の二第四項の規定による聴聞

五　法第三十六条第三項（法第四十二条の二第五項、第五十四条第三項及び第五十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知（法第二十八条第一項の免許又は法第三十四条の認可をし又はしないこととしたとき、法第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき及び法第三十五条第一項の規定により免許の取消しをすることとしたときにするものを除く。）

六　法第三十七条第一項の規定による届出（同項第六号及び第七号に係るもの並びに総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。）の受理並びに法第五十三条第一項及び第百八十八条の規定により提出される書類の受理

七　法第四十二条、第四十二条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十三条ただし書、第四十八条ただし書並びに第六十六条の五の規定による承認

八　法第四十二条の二第三項、第五十三条第二項並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による命令

九　法第五十条の三第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定により提出される申請書の受理

十　法第五十五条第一項及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）

十一　法第六十六条の二の規定による監督

十二　法第百八十七条の規定による処分のうち第四号に掲げる聴聞に係るもの

十三　その他総理府令・大蔵省令で定める権限

（２　新設）

２　前項第十号に掲げる長官権限で証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十五条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。次条第二項において同じ。）とする法第五十五条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　第一項の規定は、金融監督庁長官の指定する証券会社に係る同項各号（第九号を除く。）に掲げる長官権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「金融監督庁長官」とする。

５　金融監督庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

６　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の五第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（証券会社の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券会社の営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十二条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十二条第五項の規定による登録

三　法第六十二条第六項並びに法第六十三条第二項及び第六十四条の三第三項において準用する法第三十六条第三項の規定による通知

四　法第六十三条第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十三条第二項において準用する法第三十六条第一項の規定による審問

六　法第六十四条の二の規定による届出の受理

七　法第六十四条の三第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十四条の三第二項の規定による聴聞

九　法第六十四条の四の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

７　長官権限のうち法第七章の仲介に係るもの（法第百八十七条の規定による処分のうち同条に規定する仲介及び法第百七十八条の規定による聴聞に係るものを含む。）は、仲介の申立てに係る争いの相手方の住所地（当該相手方が証券会社である場合において、当該争いが当該証券会社の本店以外の支店その他の営業所に係るものであるときは、当該証券会社の本店以外の支店その他の営業所の所在地）を管轄する財務局長（当該住所地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（証券会社に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、証券会社の本店（第十一号に掲げる権限にあつては、第七条第五項第三号に規定する外国証券会社の支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項の免許を受けた支店をいう。）を含む。）の所在地（第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十三条及び第五十六条第一項の規定による認可

二　法第三十五条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三　法第三十五条第二項の規定による取締役又は監査役の解任の命令

四　法第三十六条第二項（法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条の二第四項の規定による聴聞

五　法第三十六条第三項（法第四十二条の二第五項、第五十四条第三項及び第五十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知（法第二十八条第一項の免許又は法第三十四条の認可をし又はしないこととしたとき、法第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき及び法第三十五条第一項の規定により免許の取消しをすることとしたときにするものを除く。）

六　法第三十七条第一項の規定による届出（同項第六号及び第七号に係るもの並びに総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。）の受理並びに法第五十三条第一項及び第百八十八条の規定により提出される書類の受理

七　法第四十二条、第四十二条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十三条ただし書、第四十八条ただし書並びに第六十六条の五の規定による承認

八　法第四十二条の二第三項、第五十三条第二項並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による命令

九　法第五十条の三第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定により提出される申請書の受理

十　法第五十五条第一項及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）

十一　法第六十六条の二の規定による監督

十二　法第百八十七条の規定による処分のうち第四号に掲げる聴聞に係るもの

十三　その他総理府令・大蔵省令で定める権限

２　前項第十号に掲げる長官権限で証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十五条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。次条第二項において同じ。）とする法第五十五条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　第一項の規定は、金融監督庁長官の指定する証券会社に係る同項各号（第九号を除く。）に掲げる長官権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「金融監督庁長官」とする。

５　金融監督庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

６　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の五第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（証券会社の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券会社の営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十二条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十二条第五項の規定による登録

三　法第六十二条第六項並びに法第六十三条第二項及び第六十四条の三第三項において準用する法第三十六条第三項の規定による通知

四　法第六十三条第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十三条第二項において準用する法第三十六条第一項の規定による審問

六　法第六十四条の二の規定による届出の受理

七　法第六十四条の三第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十四条の三第二項の規定による聴聞

九　法第六十四条の四の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

７　長官権限のうち法第七章の仲介に係るもの（法第百八十七条の規定による処分のうち同条に規定する仲介及び法第百七十八条の規定による聴聞に係るものを含む。）は、仲介の申立てに係る争いの相手方の住所地（当該相手方が証券会社である場合において、当該争いが当該証券会社の本店以外の支店その他の営業所に係るものであるときは、当該証券会社の本店以外の支店その他の営業所の所在地）を管轄する財務局長（当該住所地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

（改正前）

（新設）

（旧第四十条）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（金融機関に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十条**　長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、信託会社又は金融機関（法第六十五条の二第一項に規定する金融機関をいう。　）の本店又は主たる事務所（以下この条において「本店等」という。）の所在地（第十号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項の規定により提出される登録申請書の受理

二　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第一項の規定による金融機関登録簿への登録

三　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第二項の規定による金融機関登録簿の公衆への縦覧

四　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四の規定による登録の拒否

五・法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

七　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条第二項の規定による登録の付記

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第二項の規定による金融機関登録簿への登録

九　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消

十　法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定により提出される申請書の受理

十一　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問に係るもの

２　長官権限のうち次に掲げるもの（金融監督庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十六号に掲げる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十五条の二第三項の規定による認可

二　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項の規定による認可の条件の付与

三　法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第一項の規定により提出される認可申請書の受理

四　法第六十五条の二第四項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

五　法第六十五条の三第四項及び第五項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

六　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第一項及び第三項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理

七　法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第四項の規定による認可

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第一項及び第二項の規定により提出される書類の受理

九　法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第三項及び第六十一条第二項の規定による命令

十　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条第一項及び第五十六条の三の規定による処分

十一　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条の四の規定による公告

十二　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認

十三　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

十四　法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第二項ただし書の規定による承認

十五　法第六十五条の二第九項の規定による認可の条件の付与

十六　法第六十五条の二第十項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第二号の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十七　法第百八十七条の規定による処分のうち第四号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るもの

十八　その他総理府令・大蔵省令で定める権限

３　前項第十六号に掲げる長官権限で登録金融機関　の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により登録金融機関の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（４　削除）

５　金融監督庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

６　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（登録金融機関の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する登録金融機関の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項の規定により提出される登録申請書の受理

二　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の三第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

（７　削除）

（改正前）

（金融機関に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十条**　長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、信託会社又は金融機関（法第六十五条の二第一項に規定する金融機関をいう。第一号において同じ。）の本店又は主たる事務所（以下この条において「本店等」という。）の所在地（第七号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第九号に掲げる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十五条の二第一項の規定による認可（第一条の二第一号に規定する労働金庫及び同条第三号に掲げる金融機関のうち信用協同組合連合会を除く金融機関（以下この条において「協同組織金融機関等」という。）に係るものに限る。）

二　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十九条第一項の規定による条件（協同組織金融機関等に係るものに限る。）を付すること。

三　法第六十五条の二第二項において準用する法第三十六条第三項の規定による通知（第十七条の四の規定により読み替えられた法第三十六条第三項に規定する認可申請者又は認可を受けた金融機関（協同組織金融機関等を除く。）にするものにあつては、法第六十五条の二第一項の認可をし又はしないこととしたとき、同条第二項において準用する法第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき及び法第六十五条の二第三項において準用する法第三十五条第一項（第二号に限る。）の規定により認可の取消しをすることとしたときにするものを除く。）

四　法第六十五条の二第三項において準用する法第三十五条第一項（第二号に限る。）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　法第六十五条の二第三項において準用する法第四十八条ただし書及び法第六十六条の五の規定による承認

六　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十六条の二の規定による監督

七　法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第三項ただし書の規定による確認及び法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第五項の規定により提出される申請書の受理

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項の規定による命令

九　法第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十　その他総理府令・大蔵省令で定める権限

（２　新設）

２　前項第九号に掲げる長官権限で認可金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。）の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該認可金融機関と取引をする者又は当該認可金融機関を子会社とする法第六十五条の二第七項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により認可金融機関の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該認可金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　第一項の規定は、金融監督庁長官の指定する認可金融機関に係る同項各号（第七号を除く。）に掲げる長官権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「金融監督庁長官」とする。

５　金融監督庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

６　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の五第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（認可金融機関の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する認可金融機関の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第五項の規定による登録

三　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第六項並びに法第六十五条の二第三項において準用する法第六十三条第二項及び第六十四条の三第三項において準用する法第三十六条第三項の規定による通知

四　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十三条第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十三条第二項において準用する法第三十六条第一項の規定による審問

六　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十四条の二の規定による届出の受理

七　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十四条の三第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十四条の三第二項の規定による聴聞

九　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十四条の四の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

７　長官権限のうち法第六十五条の二第五項において準用する法第七章の仲介に係るもの（法第百八十七条の規定による処分のうち同条に規定する仲介及び法第六十五条の二第五項において準用する法第百七十八条の規定による聴聞に係るものを含む。）は、仲介の申立てに係る争いの相手方の住所地（当該相手方が認可金融機関である場合において、当該争いが当該認可金融機関の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所に係るものであるときは、当該認可金融機関の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該住所地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（金融機関に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十条**　長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、信託会社又は金融機関（法第六十五条の二第一項に規定する金融機関をいう。第一号において同じ。）の本店又は主たる事務所（以下この条において「本店等」という。）の所在地（第七号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第九号に掲げる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十五条の二第一項の規定による認可（第一条の二第一号に規定する労働金庫及び同条第三号に掲げる金融機関のうち信用協同組合連合会を除く金融機関（以下この条において「協同組織金融機関等」という。）に係るものに限る。）

二　法第六十五条の二第二項において準用する法第二十九条第一項の規定による条件（協同組織金融機関等に係るものに限る。）を付すること。

三　法第六十五条の二第二項において準用する法第三十六条第三項の規定による通知（第十七条の四の規定により読み替えられた法第三十六条第三項に規定する認可申請者又は認可を受けた金融機関（協同組織金融機関等を除く。）にするものにあつては、法第六十五条の二第一項の認可をし又はしないこととしたとき、同条第二項において準用する法第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき及び法第六十五条の二第三項において準用する法第三十五条第一項（第二号に限る。）の規定により認可の取消しをすることとしたときにするものを除く。）

四　法第六十五条の二第三項において準用する法第三十五条第一項（第二号に限る。）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　法第六十五条の二第三項において準用する法第四十八条ただし書及び法第六十六条の五の規定による承認

六　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十六条の二の規定による監督

七　法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第三項ただし書の規定による確認及び法第六十五条の二第四項において準用する法第五十条の三第五項の規定により提出される申請書の受理

八　法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項の規定による命令

九　法第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十　その他総理府令・大蔵省令で定める権限

２　前項第九号に掲げる長官権限で認可金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。）の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該認可金融機関と取引をする者又は当該認可金融機関を子会社とする法第六十五条の二第七項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により認可金融機関の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該認可金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　第一項の規定は、金融監督庁長官の指定する認可金融機関に係る同項各号（第七号を除く。）に掲げる長官権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「金融監督庁長官」とする。

５　金融監督庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

６　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の五第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（認可金融機関の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する認可金融機関の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第五項の規定による登録

三　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十二条第六項並びに法第六十五条の二第三項において準用する法第六十三条第二項及び第六十四条の三第三項において準用する法第三十六条第三項の規定による通知

四　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十三条第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十三条第二項において準用する法第三十六条第一項の規定による審問

六　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十四条の二の規定による届出の受理

七　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十四条の三第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十四条の三第二項の規定による聴聞

九　法第六十五条の二第三項において準用する法第六十四条の四の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

７　長官権限のうち法第六十五条の二第五項において準用する法第七章の仲介に係るもの（法第百八十七条の規定による処分のうち同条に規定する仲介及び法第六十五条の二第五項において準用する法第百七十八条の規定による聴聞に係るものを含む。）は、仲介の申立てに係る争いの相手方の住所地（当該相手方が認可金融機関である場合において、当該争いが当該認可金融機関の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所に係るものであるときは、当該認可金融機関の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該住所地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

（改正前）

（新設）

（旧第四十一条）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（証券業協会に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

三　法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞、法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

２　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券業協会の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券業協会に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の五第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の五第五項の規定による命令及び聴聞並びに法第百八十七条の規定による処分（同第五項の規定による聴聞に係るものに限る。）法第六十四条の三第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

（三四　新設）

２　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券業協会の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（証券業協会に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の五第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の五第五項の規定による命令及び聴聞並びに法第百八十七条の規定による処分（同第五項の規定による聴聞に係るものに限る。）法第六十四条の三第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

２　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券業協会の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（新設）

（旧第四十二条）

【平成10年11月20日 政令第369号】 （改正なし）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（証券取引所に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十二条**　長官権限のうち法第百五十四条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券取引所の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（新設）

（旧第四十三条）

【平成10年11月20日 政令第369号】 （改正なし）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（証券金融会社に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十三条**　長官権限のうち法第百五十六条の十三第一項の規定による権限は、証券金融会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券金融会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券金融会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（新設）